

競争法に係わるコンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本レストルーム工業会（以下、工業会という）は、事業活動を推進するにあたり、独占禁止法及び諸外国の競争法（以下、併せて競争法という）に抵触せず、「公正かつ自由な競争」を制限又は阻害してはならない。ここに工業会がこれからも広く社会から信頼され、会員が社会的に意義のある事業活動に専念できる健全な事業者団体として存続、発展していくため、コンプライアンス意識の浸透を図り、これを徹底することを目的に本規程を定める。

(適用の範囲)

第2条 本規程は、工業会が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、当該事業活動において、第1条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

(責任者及び担当部署)

第3条 工業会の競争法コンプライアンスに係わる責任者は、専務理事とし、関連する所管事項全般を総務課長が統括し、その業務を総務課が担当する。

第2章 禁止事項

(禁止事項の区分)

第4条 工業会の事業活動では、次の行為を禁止する。

- (1) 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限）
- (2) 数量制限行為（商品又は役務の数量の制限）
- (3) 顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
- (4) 設備又は技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限）
- (5) 参入制限行為等（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること）
- (6) 不公正な取引方法（共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）
- (7) その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第3章 会議の運営

(会議の定義)

第5条 工業会の事業活動を推進するため、工業会が運営するすべての会合を「会議」と定義する。

これらの会議には1名以上の工業会の常勤役員又は職員が同席することを基本とする。

(周知・徹底)

第6条 工業会は、会議に参加する者に対し、内容についての周知と徹底に努めなければならない。

(議題の事前確認)

第7条 会議の出席者は、会議の開催に際し、会議の議題が第4条の各号にあたらぬことを事前に確認しなければならない。

(議論の中止又は会議の閉会)

第8条 会議での議論が、競争法上の疑義を招きかねない事柄に及んだとき、会議の出席者は会議を主宰する者に対し、議論の中止を求めなければならない。会議を主宰する者は、同申し出の内容が第4条の各号に該当すると判断した場合、発言者に対し議論の中止を要請し、中止の要請が受け入れられない場合には会議を閉会しなければならない。

2 工業会が主催する懇親会に関しては、本条第1項を準用する。

(議事録の作成と管理・保管)

第9条 工業会の職員又は会議に出席した者は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議の構成員に開示しなければならない。

2 議事録は、適正に管理し、保管しなければならない。

第4章 自主規格等

(競争を阻害する内容の禁止)

第14条 工業会は、自主規格等を策定するにあたり、第4条の各号に係わる競争を阻害する内容のものを策定してはならない。

(強制の禁止)

第15条 工業会は、会員に対し、自主規格等について、その利用及び遵守を強制してはならない。

第5章 自主統計

(自主統計の担当者)

第10条 工業会の業界自主統計（以下、自主統計という）を実施する必要が生じた場合、統計の収集・集計と管理に携わり、企業個別の実績値を扱う者は、特定の会員企業に所属しない職員が担当する。

(企業個別の実績値の扱い)

第11条 自主統計の集計に必要な企業個別の実績値は、他の企業に開示してはならず、外部に流出しな

いよう嚴重な管理を行い、統計業務が終了した後は、企業個別の実績値を速やかに消去しなければならない。

(自主統計の集計)

第12条 自主統計の集計は、企業個別の実績値が識別出来ない程度に集合化しなければならない。

(予測値の策定)

第13条 将来の予測値の策定に際しては、企業個別の情報を開示した検討を行ってはならない。また、予測値の策定は、競争法に抵触することがないように客観的な手法に基づき行い、概括的な内容にしなければならない。

第6章 その他

(教育と研修)

第16条 工業会の常勤役員及び職員は、事業者団体としての高い倫理観とモラルを堅持していくため、定期的に競争法コンプライアンスに係わる教育と研修を受け、知識向上と意識改革に努めなければならない。

(通報と対応措置)

第17条 本規程に抵触するような不適切な行為又はそのおそれがあると認める場合には、総務課長にその事実を通報し、総務課長は再発防止及び事前防止についての措置を専務理事に上申し、適正な対応措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、専務理事が決裁する。

附則

1 本規程は、平成28年7月29日より施行する。